

加入審査において用いる確定申告書等の職業欄表記基準（第3版）

協同組合日本イラストレーション協会

協会加入審査においては、確定申告書等の職業表記を下記のとおり取り扱うこととし、職業表記および売上の裏付けとなる作品等の写し（2点以上）を確認いたします。

なお、法人の場合は、確定申告書に加え、加入申請日直近3か月以内に発行された履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書により事業内容を確認いたします。

記

【1】組合員資格があると見込まれるもの（23）

1	イラストレーション制作・イラスト制作
2	イラストレーター
3	アニメーター
4	デザイナー
5	デザイン業
6	デザイン制作
7	エディトリアルデザイナー
8	キャラクターデザイナー
9	グラフィックデザイナー
10	パッケージデザイナー
11	広告デザイナー
12	CGデザイナー
13	DTPデザイナー
14	WEBデザイナー
15	「サービス業（デザイン）」 ※会計ソフトの選択肢によるもの
16	絵本作家
17	原画師
18	挿絵家
19	美術・絵画修復家
20	装丁画家
21	背景画家
22	版画家
23	漫画家

（次頁に続く）

【2】組合員資格が含まれると見込まれるもの（17）

イラストレーション及びデザイン制作に関する実績の有無を精査します。

1	クリエイター
2	ゲームデザイナー
3	商業デザイナー
4	UI・UX デザイナー
5	アートディレクター・プロデューサー
6	クリエイティブディレクター・プロデューサー
7	WEB ディレクター・プロデューサー
8	コンセプトアーティスト
9	レタッチャー
10	絵師
11	編集者
12	漫画編集者
13	Web 制作業
14	広告業
15	映像制作業
16	造形物デザイン業（原型制作を除く）
17	アーティスト、作家、画家、芸術家、美術家

【3】組合員資格を満たさないと見込まれるもの

1	確定申告書の職業欄において上記【1】【2】に該当しない、空欄となっている、または、加筆修正が疑われるもの
2	被雇用者、副業、趣味、無職と考えられるもの
3	事業売上が著しく少ない、または独立開業後の売上額が確認できないもの
4	書類不備その他の理由により組合員資格を満たすと判断できないもの

【4】留意事項

- ①複数業種併記の場合、そのうち1つが【1】【2】に含まれていれば審査対象です。
- ②【1】【2】の業種名に類似する表記である場合は、個別案件ごとに精査します。
- ③【1】【2】の表記がなされていても、【3】のいずれかに該当する場合は、「組合員資格を満たさないと見込まれるもの」とします。
- ④実際の業務内容や退職時期等について個別に事情をお伺いする場合があります。
- ⑤再加入にあたっては、最新の審査基準を適用して審査を行います。
- ⑥加入申請書類、税務当局の受理証明、添付資料などの詳細については、弊社ホームページ内「加入のお申し込み」の項をご確認ください。

（次頁に続く）

【5】2025年改定箇所

- ①業種名称の対象およびカテゴリを一部見直しました。
- ②作品提出について、「職業表記および売上の裏付けとなる作品等の写し（2点以上）を確認」する旨、明記しました。
- ③法人加入申請書類について、「法人の場合は、確定申告書に加え、加入申請日直近3か月以内に発行された履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書により事業内容を確認」する旨、明記しました。
- ④業種名称の類似について、「【1】【2】の業種名に類似する表記である場合は、個別案件ごとに精査」する旨、留意事項として明記しました。

以上

(2024年12月27日理事会決議、2025年2月1日施行)